

東京純心大学紀要規程

(目的)

第1条 この規程は、東京純心大学（以下「本学」という。）における教育研究成果及び教育実践の成果を広く公表し、本学の教育研究の発展並びに社会への学術的貢献に資するため、東京純心大学紀要（以下「紀要」という。）の編集及び刊行に関し必要な事項を定める。

(位置付け)

第2条 紀要は、本学の学術刊行物として、本学における研究成果、教育実践、調査報告その他学術的価値を有する成果を掲載するものとする。

2 紀要は、看護大学としての専門性を明確にする観点から、主として看護学・助産学及びその関連領域に関する学術成果を掲載する媒体とする。

3 教養教育、基盤教育、人文・社会科学、教育学、言語教育その他看護学以外の分野に関する成果についても、本学の教育研究活動に関連し、かつ学術的価値を有すると認められる場合は、別に定める投稿規程に従い掲載することができる。

(掲載領域)

第3条 紀要に掲載する内容は、次の各号に掲げる領域に関するものとする。

- 一 看護学・助産学及びその関連領域
- 二 保健医療、福祉、教育、心理、社会等の関連領域
- 三 教養教育、基盤教育、初年次教育、FD、地域連携、国際交流その他本学の教育研究活動に関する領域
- 四 その他図書館・学術運営委員会が適当と認めた領域

(原稿種別)

第4条 紀要に掲載する原稿種別は、次のとおりとする。

- 一 原著論文
- 二 総説
- 三 研究報告
- 四 実践報告
- 五 研究ノート
- 六 資料
- 七 書評
- 八 翻訳
- 九 その他図書館・学術運営委員会が適当と認めたもの

(編集主体)

第5条 紀要の編集及び刊行は、図書館・学術運営委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会は、紀要に関する業務について編集主体としての責任を負う。

(刊行)

第6条 紀要は、原則として年1回刊行する。

2 刊行時期は、委員会が別に定める。

(公開)

第7条 紀要は、原則として電子媒体により刊行し、本学ウェブサイト又は学術機関リポジトリ等を通じて公開する。

2 紀要は、学術情報流通の推進及び可視性の向上のため、外部電子ジャーナルプラットフォームに掲載することができる。

3 紀要は、原則として電子媒体での刊行とし、必要な場合に限り記録保存又は広報を目的として補助的に冊子体を作成することができる。

4 紀要に掲載された論文には、永続的識別子(DOI)を付与する。

(投稿、査読及び執筆)

第8条 紀要への投稿、査読及び執筆に関し必要な事項は、別に定める投稿規程、査読規程及び執筆要領による。

(人工知能等の利用)

第9条 紀要への投稿原稿の作成、査読及び編集における生成AIその他の人工知能関連ツールの利用に関する事項は、別に定める投稿規程、編集規程及び査読規程による。

(事務)

第10条 紀要の編集及び刊行に関する事務は、図書・研究支援課が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学運営協議会の議を経て、学長が行う。

附則

1 本規程は、令和8年9月1日から施行する。

2 本規程の施行に伴い、従前の東京純心大学紀要に関する関係文書について必要な整理を行う。